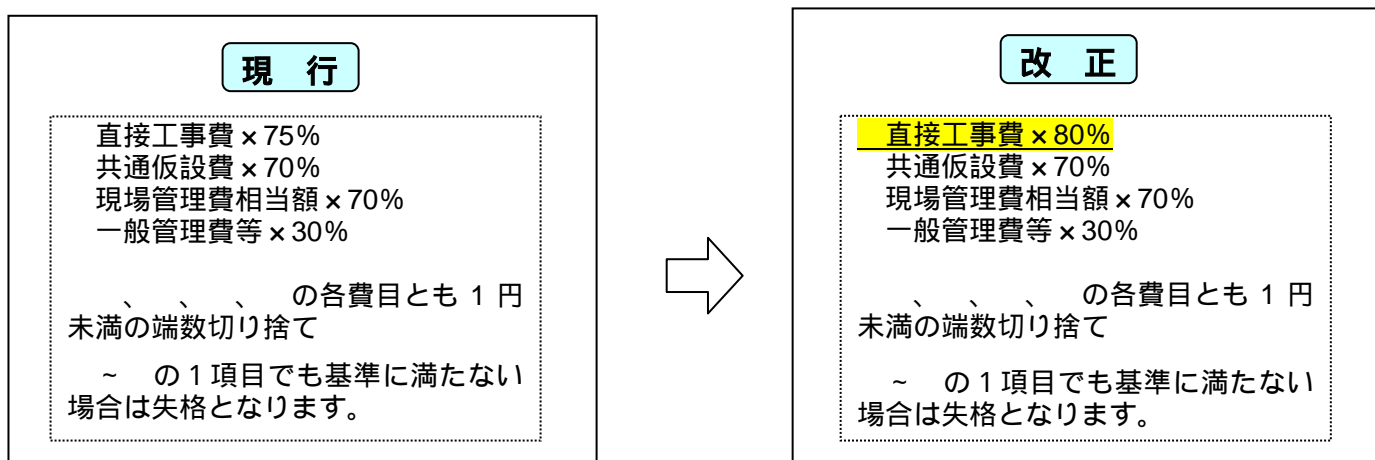


入札・契約制度の改正について（お知らせ）

建設工事等の入札・契約制度については、公正な競争の促進と透明性の向上を図るため、これまで改善に取り組んできたところですが、平成 22 年 6 月 1 日からは、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1. 低入札価格調査制度の数値的判断基準（失格基準）を引き上げます。

ダンピング受注防止対策のより一層の強化を図るため、低入札価格調査制度（対象工事 予定価格 5,000 万円以上）における「調査基準価格」に満たない価格をもって入札した者について、失格と判定する「数値的判断基準」を引き上げます。



直接工事費に乗じる率を 75% から 80% に引き上げます。

2. 予定価格の事後公表を拡大します。

予定価格の事後公表については、平成 21 年度 1 月以降 土木、舗装工事の一部の指名競争入札（低入札価格調査制度の対象工事を除く。）について実施しておりますが、対象工種を拡大して実施することとします。また、入札回数を「3 回まで」から「2 回まで」に改めます。

